

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成15年姫路市条例第31号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(保管の届出)

第2条 条例第7条第1項の規定による届出は、産業廃棄物保管届に、次に掲げる書類及び図面を添付し、市長に提出して行うものとする。

- (1) 届出者の住民票の写し(法人にあっては登記事項証明書)
- (2) 保管をする土地の付近の見取図
- (3) 保管をする土地の登記事項証明書
- (4) 届出者が保管をする土地について、所有権その他の使用する権原を有することを証する書類
- (5) 産業廃棄物の保管の状況を示す配置図及び断面図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

2 条例第7条第2項第4号に規定する規則で定める場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の内部で産業廃棄物の保管を行う場合において、生活環境を保全し、及び市民の生活の安全を確保するための措置が講じられていると市長が認めるときとする。

(保管の変更の届出)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、産業廃棄物保管変更届に、前条第1項各号に掲げる書類又は図面のうち変更に係るものを添付し、市長に提出して行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、産業廃棄物保管者氏名等変更届に、変更の内容を証する書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

(保管の廃止の届出)

第4条 条例第9条の規定による届出は、産業廃棄物保管廃止届に、廃止の状態を明らかにする書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

(運搬管理票)

第5条 条例第10条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 運搬管理票を交付する年月日
- (2) 運搬管理票を交付する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物の運搬に使用する車両の自動車登録番号又は車両番号
- (4) 産業廃棄物を保管する土地の所在地

2 条例第7条の規定による届出をした者は、運搬に従事する者に対して、運搬に従事する日ごとに、運搬管理票を交付しなければならない。

(搬入搬出管理簿)

第6条 条例第11条に規定する搬入搬出管理簿には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 搬入又は搬出を行った日
- (2) 産業廃棄物の種類ごとの搬入量又は搬出量及び保管量
- (3) 搬入する場合にあっては、産業廃棄物を排出した事業場等の名称及び所在地又は従前の保管場所
- (4) 搬出する場合にあっては、産業廃棄物の運搬先である事業場等の名称及び所在地

2 前項の搬入搬出管理簿は、1事業年度ごとに閉鎖するものとし、翌事業年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

(命令書の記載事項)

第7条 条例第13条第2項(条例第14条第2項において準用する場合を含む。))に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 講ずべき支障の除去等の措置の内容
- (2) 命令の年月日及び履行期限
- (3) 命令を行う理由

(事故時の報告)

第8条 条例第15条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事故の発生した保管場所に関する事項
- (3) 事故発生日時
- (4) 事故の状況
- (5) 応急措置の内容

2 条例第15条の規定による報告は、事故状況報告書に、次に掲げる書類及び図面を添付し、市長に提出して行うものとする。

- (1) 事故の発生した保管場所の付近の見取図
- (2) 事故及び応急措置の状況を示す図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
(建設資材廃棄物の引渡完了報告)

第9条 条例第17条第1項の規定による報告は、建設資材廃棄物引渡完了報告書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条の3第2項の規定により送付を受けた当該建設資材廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し又は当該建設資材廃棄物に係る法第12条の5第4項の規定による通知を用紙に出力したもののいずれかを添付し、市長及び当該解体工事の注文者(自主施工者にあつては、市長に限る。)に提出して行うものとする。

2 条例第17条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 解体工事の名称
- (2) 解体工事の場所
- (3) 解体した建築物等の構造
- (4) 建築物の解体工事にあつては、当該解体工事に係る部分の床面積
- (5) 解体工事の注文者から解体工事を直接請け負った者が行う解体工事にあつては、当該解体工事の請負代金
- (6) 建設資材廃棄物の処理費用
- (7) 建設資材廃棄物の引渡しが完了した年月日
- (8) 建設資材廃棄物の種類ごとの搬出先の事業場の名称及び所在地並びに引渡数量
(公表)

第10条 条例第21条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 命令又は告発に係る産業廃棄物の保管の概要
- (2) 命令又は告発を行った理由
(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、申請書の様式その他この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成15年12月15日から施行する。

附 則(平成17年5月26日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月27日規則第65号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日規則第42号)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 [略]